

**『島根県エネルギー自立地域推進基本条例』制定の主旨について(要点)
～島根県議会本会議(2月12日)での意見陳述を踏まえて～**

1. 8万人を超える署名が集まった意味・意義について

2ヶ月という短期間、限られた(受任者の)人数で全有権者583,637人のうち、83,323人の有効署名(有効署名率14.3%)が集まった意味はけっして小さくない。

署名をお願いすると、ほぼ9割から9割5分の人が署名をしてくれた。県民の期待の大きいことを実感した。

まさに県民の世論はここにあることを伝えたい。このことを議会の皆さんも重く受け止めてもらいたい。

2. 本条例のめざす方向について

本条例の目的は、条例の第1条に示してあります。

すなわち、「エネルギー自立地域の形成等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民が自然の恵沢と良好な環境を享受し、健康で文化的な安心できる生活を確保することに寄与することを目的とします」としています。

つまり、本条例の目的は、過疎化、高齢化した島根を再び活性化して豊かで持続可能な循環型の地域社会を再構築することであり、いいかえれば、エネルギー自立戦略は島根再興のための手段です。

本条例が目標・目的とする島根の将来像(豊かな持続可能な循環型の地域社会)は、県民の願いであり、全ての議員のみなさんと共有できるものと信じています。

3. 本条例が直ちに「反原発条例」や「脱原発条例」ではないことについて

ここで、誤解のないようにしておきたいことは、本条例は直ちに「反原発条例」や「脱原発条例」ではないということです。

現安部政権においても、「原発・エネルギー政策(自民・公明両党連立政権合意)には、「省エネルギー、再生可能エネルギーの加速的な導入や火力発電の高効率化等の推進によって、可能な限り原発依存度を減らす」とあります。

このように、本条例はこの「可能な限り原発依存度を減らす」方向性と矛盾するものではありません。

島根では、県民合意に基づいて、「持続可能な循環型社会とエネルギー自立地域の形成

等に関する基本条例」により計画的・総合的に実施して行こうというのが、本条例の立場です(条例案第4章15条以下)。

すなわち、この計画は、県民の総意で決めていくものです。県民の総意に従えば、原発依存度を減らす計画時期が遅くなるかも、早くなるかもしれません。いずれにしても、条例案の主旨は、とにかく県が自主的に、地域活性化と未来に責任を果たすために働こうという提起なのです。

4. 森林、風力、太陽光、小水力、地熱等、潜在資源が多く存在していることについて

島根県には、森林、風力、太陽光、小水力、地熱等、潜在資源が多く存在しています。例えば、県土の78%を占める森林の活用についても、育林作業の除伐・間伐などの未利用資源の活用を図ることによって、育林費の削減、素材生産コストの削減、雇用の場の確保等のメリットが考えられます。

以上、エネルギー条例制定の主旨について、要点を絞って述べました。この条例は、前述したように、国のめざす方向性を先取りして、地域の活性化と未来に責任を果たすように、県民一体となって知恵を出し、協力し合って前進しようというものです。困難とかできないとか言ってやろうとしないのではなく、党派や個人的利害を超えて、力強く進めていただきたい。

なお、条例の内容、進め方など、不明な点があれば、いつでも研究会、勉強会を開く用意のあることを申し添えます。

以 上